

# BTMU

## CHINA WEEKLY

### トピックス： 加熱する米中人民元論争とその帰趨

4月の胡錦濤主席の訪米を控え、米中間の人民元相場を巡る議論が白熱している。特に米国側には11月の中間選挙を睨み外交面での得点を稼いでおきたいという背景がある。こうした中、人民銀行の周小川総裁が、3月20日、国務院発展研究センター主催「中国発展トップフォーラム」、為替相場問題会議で、中国の貿易黒字と為替相場改革についてスピーチを行った。この内容は、中国側の基本的な主張をカバーするものといえる。

#### 周小川総裁スピーチのポイント

- ・グローバル化加速に伴う、途上国への生産・雇用のアウトソースと先進国での先端技術の発展という比較優位構造再構築にはタイムラグが生じるもので、この間は途上国側の黒字という貿易不均衡が生じやすい。
- ・外資企業が中国で構築した加工貿易の枠組みによる貿易は、中国の対外貿易全体でも高い比率を占めるものだが、この流れは為替相場の影響を受けにくい。
- ・中国は積極的に為替制度の改革を進めており、この点は国際的にも評価されている。中国企業、金融機関が、こうした、より自由な為替市場に適應するには一定の時間が必要である。
- ・中国は混乱を避けるべく漸進的な改革手法を選好する。過去ロシアが行ったショック療法型改革の失敗を避けるべきというのは一般的なコンセンサスとなっており、米国も自らの貿易不均衡調整にこの手法を用いようとしていない。
- ・現在中国が行っている内需拡大、市場開放、為替制度見直しなどの施策が奏功し、貿易収支の均衡が実現するには2-3年を必要とする。
- ・各国の貿易不均衡の背景は当該国の貯蓄・投資バランスの不均衡にあり、中国が努力により貿易の均衡を実現しても、米国が過少貯蓄を改めない限り、米国の貿易赤字は解消されない。米国は自らの力で内需と貯蓄率の調整問題を解決しなければならない。

[同スピーチの翻訳文は、本Eメール貼付のURLをクリックしてご覧ください。](#)

経済学の基本的な理論に基づけば、上記の議論は概ね正論である。周総裁の立場に立って、もう少し補足すれば、過少貯蓄である限り、米国の貿易赤字は消えないのであり、例えば人民元切上げで中国からの輸入が減っても、他の国からの赤字に置き換わるだけということになる。また、ここで触れられていない点として、米ドルが近年他通貨に対して上昇していることも考慮すべきだろう。つまり、去年の7月の制度改革以来、人民元が米ドルに対し3%上昇したことは、ドルの上昇を前提とすると、元がユーロなど他通貨に対してはそれ以上に上昇したことになる。人民元がバスケット通貨制度を採用しているならば、本来、ユーロや円を含む形で計算される人民元は、対米ドルでは切り下がっていてもおかしくないはずなのである。

こうした論争、特に貯蓄投資バランスを巡る議論を見ると、過去、日本と米国との間で同様の展開が繰り返されたことを思い起こされる方も多いただろう。しかし、日本の経験とは異なっている点があるように感じられる。それは、The Economist (April 1<sup>st</sup>-7<sup>th</sup> 2006) のように欧米系主要誌にも中国側の主張を支持する論調が多く見られることである。これは、巧みな上記スピーチ - 中銀総裁自ら経済学上の正論に基づき、貯蓄投資バランスでの不作為、アジア金融危機での米ヘッジファンドの問題、IMFの改革手法の問題など、米国の過失をソフトに皮肉 - にも垣間見られる洗練された外交手腕の賜物ではないか。

思い起こせば去年7月の為替制度変更も、旅客機購入などの妥協策を合わせながら、市場コンセンサスより早い実施、予想外の(ただし影響が殆どない程度の)切り上げを実施し、高い評価を得て相場への自主性を維持した。当時、これは経済政策よりも外交政策の勝利であると評された。このところ、米製品40億ドルを購入するなど、硬軟織り交ぜた外交策が展開されている。この外交力を前提とすれば、米中人民元論争の帰趨は、人民元は上昇するが、その幅は限定的という穏やかな結論に収束するのではないだろうか。

(中国業務支援室 國枝 康雄)

# CHINA WEEKLY DIGEST

## 1. 経済

### 石油関連規定 公布相次ぐ

国家発展改革委員会は3月24日、「製品油価格の調整に関する通知」(発改電[2006]64号)を公布した。3月26日より、ガソリン、ディーゼルの出荷価格がそれぞれト当たり4,400元から4,700元、3,870元から4,070元に引上げられ、これに伴い小売基準価格もガソリンが250元、ディーゼルが150元引上げられた。この背景には、国内の製品油価格が国際相場比3割程度低い為に国内販売に向かわず輸出される傾向にあったことがあり、製品油の国内における安定供給を図るべく、価格調整を行い石油精製業者にインセンティブを与えようとするもの。一方で、農民や公益性団体に対しては補助金支給を行う方針。加えて、エネルギー節約効果も狙う。なお、今回の引上げは2005年以来6度目となる。

また、同通知には石油採掘業の高収益性の是正措置も盛り込まれている。3月26日より、中国産原油を販売する石油採掘業者に対して、販売価格が1バレル当たり40米ドル以上の場合40米ドルを超える売上げに対して20~40%の「特別収益金」を徴収する。(財政部通知「石油特別収益金徴収管理弁法」)

また、その他の石油関連規定として、財政部、国家税務総局が3月21日、「ガソリン、ナフサ輸出税還付の中止に関する通知」(財税[2006]42号)を公布し、ガソリンとナフサの輸出に伴う増値税の還付を中止することとした。昨年9月から年末迄、期間を限定して輸出税還付を中止したが、その後再び収益確保を狙って輸出を優先する企業が後を絶たないことから、再度還付中止を決めたもの。今回の中止期間は未定。

## 2. 産業

### 鉄道貨物運賃引上げ

国務院は4月10日より、国家鉄道貨物の統一運賃を、現行のトン・キロメートル当たり8.61分<sup>(注)</sup>から9.05分に引上げる。鉄道運賃の引上げは、電力会社の燃料となる石炭の輸送コストを上昇させることから、電力料金の値上げに繋がるとの懸念の声も聞かれる。

(注)1分=0.01元

### 生産調整に入るコークス業界

国家発展改革委員会は22日付、「コークス業界の構造調整の加速への指導意見に関する通知」(発改産業[2006]328号)を公布した。2005年末のコークスの設備能力は3.0億トンと需要の2.3億トンを大きく上回った為、今後政府は増設の制限、生産効率の低い設備の淘汰、排気規制の強制等を実施し、3~5年後には業界全体の構造調整と国際競争力向上の成果を挙げることを目指す。なお、今後は設備過剰が指摘される他の業種についても具体的な政府の指導意見が示される模様。

## 3. 貿易・投資

### 法人税務登記証 フォーム変更

国家税務総局は3月16日付で、「税務登記証明の更新に関する通知」(国税発[2006]38号)を公布した。これは、登記証の管理制度・番号体系の統一や納税人の情報データベースの範囲を拡大するもので、新フォームの使用により法人の納税監督管理や徴税強化を図る。既存登記証から新登記証への変更期間は8月1日~11月30日で、2007年1月1日以降、旧登記証の使用は不可となる。

### 輸出入食品・化粧品ラベル 審査制度変更

国家品質監督検査検疫総局は3月24日、「輸出入食品・化粧品ラベル審査制度の調整に関する公告」([2006]第44号)を公布した。従来、輸出入食品・化粧品の表記が内容物と一致しているかどうか等を検査するラベル審査は品質検査とは別に行われていたが、今後は品質検査と一本化され、輸入手続きの簡素化が図られる。実施は4月1日。

### 消費税調整に伴う徴収管理規定公布

国家税務総局は3月31日、「消費税の調整・改善政策徴収管理規定」(国税発[2006]49号)を公布した。先般公布された「消費税の調整・改善に関する政策」の具体的手続きを規定するもの。同時に、新たに課税対象品目となったゴルフ用品や高級時計等の輸入時の徴税方法についても、「財政部 国家税務総局 税関総局 輸入商品消費税に関する通知」(財関税[2006]22号)で明確にした。実施は4月1日。

## 4. 金融・為替

### 2005年の外債は14%増加

国家外為管理局は31日、昨年の外債統計を発表した。外債の内訳を見ると、人民元高予測の下に短期資金の流入が急増し、短期の残高は26.7%増加して外債の半分以上を占めた。なお、外債償還率<sup>(注1)</sup>は3.1%、債務率<sup>(注2)</sup>は33.6%、負債率<sup>(注3)</sup>は12.6%で、外貨準備高に対する短期外債の割合は19.1%と、いずれも国際的な安定水準の範囲内となっている。

注1:年償還外債元利/年貿易・貿易外外貨収入(デット・サービス・レシオ)

注2:外債残高/年貿易・貿易外外貨収入

注3:外債残高/GDP <2005年対外債務>

項目		金額(億米ドル)	前年比(%)	構成比(%)
外債残高		2,810	13.6	100.0
期間別	うち、中長期	1,249	0.5	44.4
	うち、短期	1,561	26.7	55.6
種類別	登録外債	1,902	4.5	100.0
	- 国务院部・委員会	330	1.7	17.4
	- 中資系金融機構	611	7.4	32.1
	- 外商投資企業	505	13.1	26.6
	- 外資系金融機関	408	29.0	21.5
	- 中資企業	46	23.6	2.4
	- その他	3	1.5	0.1
貿易与信		908	95.3	-

# EXPERT VIEW

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング 株式会社  
 国際事業本部 海外アドバイザー事業部  
 池上 隆介

## 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は、2006 年 3 月中旬から月末にかけて公布または施行された主な法令を取りあげました。一部、以前に公布され、公表が遅れたものを含んでいます。

法令・政策措置	概要
<p>[ 政策・行政法規 ]</p> <p>「 国務院の生産能力過剰産業構造調整の加速に関する通知」( 国発 [ 2006 ] 11 号、2006 年 3 月 12 日 )</p> <p>「 国務院の 2006 年活動要点の印刷・発布に関する通知」( 国発 [ 2006 ] 12 号、2006 年 3 月 19 日発布 )</p>	<p>具体措置は、全体規模と新規プロジェクトの厳格抑制、資源浪費・環境汚染工場の淘汰、技術改造の推進、合併・再編の促進など。</p> <p>安定的高度成長のための活動としては、第 11 次 5 ヶ年計画目標・任務の具体化、穏健な財政政策の実施、穏健な通貨政策の実施、消費拡大の積極推進、石炭・電力・石油・輸送のバランス確保、物価安定の維持、公務員給与制度改革の推進、固定資産投資の適切な規模の維持、の順。</p>
<p>[ 規則 ]</p> <p>「 商務部弁公庁の『輸出加工区加工貿易管理弁法』実施中の関係問題に関する通知」( 商機電字 [ 2006 ] 5 号、2006 年 2 月 17 日発布 )</p> <p>「 商務部、財政部、税関総署、国家税務総局の『製品の全てを直接輸出する許可類外商投資企業の製品輸出状況検査暫定施行弁法』の印刷・発布に関する通知」( 商資発 [ 2006 ] 1 号、2006 年 3 月 1 日発布・施行 )</p> <p>「 財政部、国家税務総局の消費税政策の調整及び整備に関する通知」( 財税 [ 2006 ] 33 号、2006 年 3 月 20 日発布、2006 年 4 月 1 日実施 )</p> <p>「 公安部、税関総署の知的財産権の法律執行協力の強化に関する暫定施行規定」( 2006 年 3 月 24 日発布・施行 )</p> <p>「 商務部の省級商務主管部門への外商投資非船舶海上運送企業の審査・確認、管理の委託に関する通知」( 商資函 [ 2005 ] 89 号、2006 年 1 月 22 日発布、2006 年 3 月 31 日実施 )</p> <p>「 商務部の省級商務主管部門への一部外商投資道路運輸企業の審査・確認、管理の委託に関する通知」( 商資函 [ 2005 ] 93 号、2006 年 1 月 22 日発布、2006 年 3 月 31 日実施 )</p>	<p>左記の「弁法」が禁止する高エネルギー消費、高環境汚染の加工貿易で、同施行前に認可されたものの取扱いについて通知したもの。</p> <p>奨励類プロジェクトとして設備輸入免税が適用された全量直接輸出企業の製品輸出状況に対する検査規則を通知したもの。</p> <p>消費税の税目・税率等の大幅変更に関する通知。</p> <p>最高人民法院と最高検察院の知的財産権侵害に対する刑事罰強化の司法解釈( 2004 年 12 月 )を踏まえた両機関の取締り活動の協力に関する規定。</p> <p>外商投資企業の非船舶海上公共運送事業者( NVOCC )業務について、交通部に登録した後の企業設立及び変更の審査・確認の手続きを省級商務部門に委託することに関する通知。</p> <p>外商投資による道路貨物運輸業について、交通部が認可した後の企業設立及び変更の審査・確認の手続きを省級商務部門に委託することに関する通知。</p>

### 製品を全量輸出する許可類企業に対する輸出検査規則が施行

外商投資企業が生産設備を輸入する際に免税となる条件は、「外商投資産業指導目録」に記載される奨励類プロジェクトであることだが、その中には「製品を全て直接輸出する許可類の外商投資プロジェクト」も含まれている。これに該当する企業のうち、2002 年 10 月 1 日以降に

生産設備を輸入する企業に対しては、いったん輸入関税と輸入増徴税を徴収し、その後 5 年間にわたって毎年輸出状況を検査し、全量輸出されていれば毎年 20% ずつ還付し、そうでなければ還付せず、還付済みの税金については追徴する、としていた。（「一部の輸入税収優遇政策調整に関する通知」財税 [2002] 146 号、2002 年 10 月 1 日実施）

その検査規則については、上記通知の中で「外経貿部（注：現商務部）が関係部門と共に制定する」とされていたが、これまで制定されていなかった。それが、ようやくこの 3 月 1 日付で発布、施行された。上記表中に示した「弁法」である。そのポイントは、次のとおり。

### 1. 検査対象期間

- a. 2002 年 10 月 1 日以降に設立した企業  
操業日から 5 年後まで
  - b. 2002 年 10 月 1 日より前に設立、操業し、2002 年 10 月 1 日以降も設備を輸入した企業  
2002 年 10 月 1 日から操業 5 年後まで
  - c. 2002 年 10 月 1 日以降に操業し、設備を輸入した企業  
操業日から 5 年後まで
  - d. 2002 年 10 月 1 日より前に設立し、2002 年 10 月 1 日以降は設備を輸入していない企業  
操業日から 5 年後まで
- なお、操業日が 9 月 1 日以降の場合、翌年 1 月 1 日から起算される。

### 2. 検査手続き

- a. 2002 年 10 月 1 日以降に設立した企業  
毎年 1 月 31 日までに前年度の製品の生産・輸出または国内販売状況の報告書（所定の表に記入）、輸出製品に関わる輸入通関証明書、財務報告書を省級商務部門に提出  
省級商務部門は、書類受領後 60 日以内に関係部門と共同で審査し、前年度の全販売収入が直接輸出によることを確認した後、報告書に注記、押印して企業に返却  
企業は報告書を受領後 15 日以内に税還付申請
- b. 2002 年 10 月 1 日より前に設立した企業（上記 1. b. c. d. の企業）  
省級商務部門が一部企業を選択して検査（通知を受けた企業は 15 日以内に上記 a. と同じ書類を提出）

### 3. 国内販売をした場合の手続き

- a. 1 ヶ月以内に所在地税関に申請、以後の還付を行わず、還付・免除した税を追徴  
この場合、行政処罰を軽減または免除
- b. 追納申請をせず、または虚偽の報告をし、それが発覚した場合、以後の還付を行わず、還付・免除した税を追徴の上、法により処罰

今回、検査規則が出たことで、設備輸入時に徴収された税の還付が実施されることになった。その方法については、2002 年の上記通知で、「『一部の輸入商品に対し税還付を付与することに関する通知』（[94] 財預字第 42 号、1994 年 4 月 1 日実施）に従って行う」とされている。それによれば、納税地の税関に申請し、税関は財政部に報告、財政部は税関総署・国家税務総局と共同で審査し、事実が確認されると納税地の税関に還付の同意書を交付、これにもとづいて税関が還付を行う。この間、納税地の税関、中央関係部門はそれぞれ 5 業務日以内に処理するとされている。

## 消費税の税目・税率等が大幅に改訂

奢侈税である消費税が 4 月 1 日付で改訂された。新たにゴルフボール・ゴルフ用品、ヨット、木製使い捨て箸、天然木床板が課税品目となったほか、石油精製品、小型自動車、オートバイの税目区分が変更され、自動車用タイヤ、蒸留酒の税率（または単位当たり税額）が調整された。納税義務者は、これらの課税品目の生産、委託加工、輸入を行う単位と個人で、課税額は販売額に税率を掛けるか、販売数量に単位当たり税額を掛けて計算する。

詳細は次ページのとおり。

税 目	税率または 単位当たり税額	参 考
[ 新設 ] 1. ゴルフボール、ゴルフ用品	10%	ゴルフ用品はクラブ、バッグをさす 「全国平均コスト利潤率」(注)も暫定的に税率 に同じ
2. 高級腕時計	20%	販売価格が1個1万元以上もの 「全国平均コスト利潤率」(注)も暫定的に税率 に同じ
3. ヨット	10%	同上
4. 木製使い捨て箸	5%	同上
5. 天然木床板	5%	同上
[ 改訂 ] 6. 石油精製品		ガソリン、ディーゼル油の税目から変更 以下の製品が追加 暫定的に課税額の30%に減税
(1) ナフサ	0.2 元/リットル	同上
(2) 溶剤油	0.2 元/リットル	同上
(3) 潤滑油	0.2 元/リットル	同上
(4) 燃料油	0.1 元/リットル	同上
(5) 航空用ガソリン	0.1 元/リットル	暫定的に免税
7. 小型自動車		小型乗用車、オフロード車、小型客車の 細目区分を変更 「全国平均コスト利潤率」(注)は一律8% 従前は排気量により3%、5%、8%
(1) 乗用車		
1500cc 以下	3%	
1500cc 超 2000cc 以下	5%	
2000cc 超 2500cc 以下	9%	
2500cc 超 3000cc 以下	12%	
3000cc 超 4000cc 以下	15%	
4000cc 超	20%	
(2) 中小型商用バス	5%	従前は排気量により3%か5% 「全国平均コスト利潤率」(注)は税率に同じ
8. オートバイ		従前は一律10%
250cc 以下	3%	
250cc 超	10%	
9. 自動車用タイヤ	3%	従前は10% ラジアルタイヤは免税
10. 酒、アルコール		
(1) 穀類蒸留酒	20%または 0.5 元/500g(cc)	従前は25%
(2) イモ類蒸留酒	同上	従前は15%
[ 廃止 ] スキンケア・ヘアケア商品	17%	
[ 既存 ] 6. 石油製品		ガソリン、ディーゼル油の税目から変更
(1) ガソリン	0.2 元/リットル	
(2) ディーゼル油	0.1 元/リットル	
10. 酒、アルコール		
(3) 醸造酒	240 元/トン	
(4) ビール	220 元/トン	
(5) その他の酒	10%	
(6) アルコール	5%	
11. タバコ		
(1) 甲類紙巻タバコ	45%	輸入紙巻タバコを含む
(2) 乙類紙巻タバコ	40%	
(3) 葉巻タバコ	40%	
(4) パイプタバコ	30%	
12. 化粧品	30%	セット品を含む
13. 貴金属、宝飾品	10%	金・銀・真珠などの宝石、玉を含む
14. 爆竹、花火	15%	

(注)「全国平均コスト利潤率」は、課税対象品を自ら生産、使用する場合は見なし販売価格の計算式(下記)を構成する「利潤」の算出根拠となるもの。  
見なし販売価格 = (コスト + 利潤) ÷ (1 - 消費税税率)

## NVOCCとトラック輸送業の認可権が地方へ委譲される

昨年末から、外資の物流・流通業の審査認可権の地方への移譲が相次いでいる。昨年12月11日付で国際貨物運輸代理企業、今年3月1日付で商業企業の審査認可権が商務部から省級商務部門へ委譲されたが、今度は3月31日付で、NVOCC(Non Vessel Operating Common Carrier = 非船舶海上公共運送事業者、中国語は「無船承運人」)業務とトラック輸送業(道路貨物運輸業)の認可権が省級商務部門に委譲された。

これらは、従来、交通部が業務の認可を行った後、商務部が外商投資企業の設立または変更の認可を行ってきたが、この後段の手続きを省級商務部門(省・自治区・直轄市・計画単列市・新疆生産建設兵団の商務部門と国家級経済技術開発区の管理委員会)に移したものだ。

NVOCCは、自らは船を持たずに船会社から船をチャーターまたはスペースを借り、荷主に再貸しする業態をいい、中国内でNVOCC業務を行う中国法人と外国のNVOCC業者は交通部に保証金を納めて登記をすることで業務が可能となる。これを専門に行う外商投資企業を設立、または既存の外商投資企業が兼業する場合には、交通部に登記をした後、商務部に外商投資企業の設立または変更の申請を行う必要があったが、今後は省級商務部門でできるようになる。

トラック輸送業は、従来、最低資本金の制限がなく、2004年12月11日から独資が解禁され、2005年8月1日からは「道路運輸経営許可証」の取得も容易になったが、外商投資企業の設立・変更手続きは煩雑だった。まず市級交通部門から省級交通部門を経て交通部に業務認可を申請し、その認可が下りた後、省級商務部門を通じて商務部に外商投資企業の設立・変更を申請し、その認可後に県級道路運輸管理機関に「道路運輸経営許可証」の取得申請を行うというもので、これには6ヵ月程度の期間を要していた。交通部系統の手続きはこれまでどおりだが、商務部の手続きがなくなることで期間が大幅に短縮されることになる。

以上

### 【お詫び】

MARCH 22ND 号の「EXPERT VIEW」/【日系企業のための中国法令・政策の動き】の中、国家級経済技術開発区の商業企業等の審査認可手続きについては、以下下線部分が欠落しておりました。

「外商投資商業企業」については、今年3月1日から特殊な販売方法(テレビ・電話・郵便・インターネット・自動販売機などによる販売)を採るもの、特殊な商品(鋼材・貴金属・鉄鉱石・燃料油・天然ゴムなどの重要工業原材料および図書・原油・石油精製品・医薬品・自動車・農副産品・農業用資材・塩・タバコなどの特定制限品目)を取り扱うもの、また大規模な小売(1店舗当たりの営業面積が5千平米超かつ店舗数が4店舗以上など)などを除いて、国家級経済技術開発区内に設立する場合(既存の外商投資企業が卸売・小売を経営範囲に追加する場合を含む)、管理委員会が審査認可を行うことになった。

ここに訂正し、お詫び申し上げます。

# CHINA WEEKLY FOREX

## 人民元の動き

日付	Open	Range	Close	JPY		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数		
				Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比		Close	前日比	
2006.3.27	8.0240	8.0214 ~ 8.0251	8.0214	-0.0116	6.8780	+0.0670	1.0336	-0.0009	9.6600	+0.0200	1.6329	1,358.96	+1.26
2006.3.28	8.0208	8.0205 ~ 8.0229	8.0206	-0.0008	6.8640	-0.0140	1.0335	-0.0001	9.6410	-0.0190	1.6276	1,362.00	+3.04
2006.3.29	8.0275	8.0247 ~ 8.0275	8.0259	+0.0053	6.8170	-0.0470	1.0340	+0.0005	9.6400	-0.0010	1.6230	1,369.02	+7.02
2006.3.30	8.0260	8.0250 ~ 8.0273	8.0268	+0.0009	6.8130	-0.0040	1.0340	+0.0000	9.6700	+0.0300	1.6211	1,357.53	-11.49
2006.3.31	8.0172	8.0168 ~ 8.0183	8.0172	-0.0096	6.8250	+0.0120	1.0336	-0.0004	9.7140	+0.0440	1.6180	1,361.33	+3.80

## トピックス

### [25日]

本邦の谷垣財務相は、日中財務相対話における会談後の記者会見で、人民元について、さらなる柔軟な制度運営が中国の利益になると共に、これまでの人民元の動きを総じて見れば、日々の動きは限定的であるとの見解を示した。

### [27日]

魏本華 国家外為管理局(SAFE) 副局長は、短期的な利益を考えて外貨準備を管理しているわけではないとの見解を示した。

### [28日]

周小川 中銀総裁は、多くの中国企業が新しい外為制度にうまく適応しており、中銀の外為管理の役割は徐々に弱まり、市場の役割を徐々に高めていくことが出来るとの見通しを示した。また、米国が中国を為替操作国と批判することは国際的的支持を得られないとの見解も示した。

チャイナ・ビジネス・ニュースが報じたところによると、中国の外貨準備高が2月末時点で8537億米ドルになり、日本(2月末時点で8501億米ドル)を抜いて世界一となった。

周小川 中銀総裁は、米国が国内の貯蓄率を伸ばさない限り、中国が対米貿易の均衡を図ったとしても、巨額の貿易赤字を抱え続ける可能性があるとの見解を示した。

米上院財政委員会のグラスリー委員長とポーカス議員は、中国政府による人民元改革を促すべく米財務省に一段と積極的な対応を求める新法案を提出した。

シューマー米上院議員とグラム米上院議員は、人民元改革に進展がない場合の制裁措置として輸入製品に關税を課す法案の議会採決を、最大で9月29日まで延期すると発表した。

### [29日]

グティエレス米商務長官は米国で高まる保護主義者の怒りは米中経済関係にダメージを与えるおそれがあると警告し、中国政府に貿易黒字縮小努力を求めた。

アダムズ米財務次官(国際金融担当)は、中国が為替の柔軟性を推し進めるよう説得することは米財務省にとって最優先事項とする一方、中国に対して圧力をかけようとする米議会の動きを牽制した。中国が人民元の柔軟性拡大を徐々に進めて行くよう期待しているが、短期的に大きな変化があるとは予想していないとの見解を示した。

ブッシュ米大統領は、来月に予定されている胡錦濤 国家主席との会談では、米国製品に対する公正な貿易を求めることに重点を置くとの見解を示した。

### [31日]

中国証券報によると、馬凱 国家発展改革委員会(NDRC)主任は、同国は2007年まではインフレリスクに直面することはないとの見解を示した。ただ、証券時報によると、同主任は米国の記者団に対して、中国経済が抱える過剰投資の問題を指摘した。また上海証券報によれば、同主任は同国の為替政策を擁護し「中国の為替制度は決して完璧ではないが、政府が(人民元の)為替相場を操作しているようなことはない」と述べた。

国家外為管理局(SAFE)は、2005年の同国の対外債務が前年比+13.6%の2810億米ドルになったと発表した。中長期対外債務は同+0.94%の1249億米ドルと全体の44.4%を占め、短期対外債務は同+26.73%の1561億米ドルとなった。

## RMB レビュー&アウトルック

27日、8.0240で寄り付いた人民元は、週半ばに弱含み、29日には週間安値となる8.0275を付けた。しかし週末31日には、中銀基準値が8.0170と制度変更後初の8.01台に設定された後、一時週間高値となる8.0168を示現、そのまま寄り付きレベルの8.0172まで戻して越えた。地元紙は28日、中国の2月末外貨準備高が日本を抜き、世界一となったと報道した。また、中銀の周小川総裁は、貿易不均衡は正には2~3年を要するとの見解を示しており、人民元切上げ圧力は引続き高まる事となる。シューマー、グラム両米上院議員の訪中も大きな成果は得られず、米国の制裁関税法案採決は延期されたが、周総裁は中銀の外為管理を弱めて行く方針を改めて示している。

(市場業務部 為替グループ アジア・エマージング通貨チーム)